

福本 拓(京都大学・院)

I 導入

2000年4月9日石原慎太郎東京都知事は、俗に『『三国人』発言問題』と呼ばれる演説を陸上自衛隊練馬駐屯地の創隊記念行事で行った。特に「…今日の東京を見ますと、不法入国した多くの三国人、外国人が非常に凶悪な犯罪を繰り返している…」という下りには、占領期に端を発する差別用語である「三国人」という文言の是非も含めて、メディアや各種団体から抗議・批判が殺到し、社会問題に発展した。

移民の急増を受けて、アメリカやヨーロッパでは右翼勢力の台頭に代表される人種主義が様々な分野で議論されているが、非合法な手段による入国者(=「密入国者」)・滞在者には、特にこのような問題が先鋭化して現れる。いみじくも「三国人」発言問題は、日本でもこの種の問題が根強く残ってことの一つの証左である。

日本では1980年代以降のいわゆる「ニューカマー」の増加に伴い、非合法の入国者・滞在者をめぐる問題が噴出したことを受けて、彼らの人権・生活状況・法的環境に関する研究が蓄積されつつある。その一方で、「密入国者」に対する政策・認識の変遷といった歴史的側面には、これまであまり関心が向けられてこなかった。しかし、「三国人」発言問題が示唆するように、日本の「密入国者」に関わる問題を扱う上では、歴史的な観点から彼らを取り巻く諸環境を明らかにする作業も不可欠である。

そこで本研究では、朝鮮人「密入国者」を対象として、その動態を戦前・戦後を通じて把握するとともに、両時期の「密入国者」に対する政策や認識の変遷を、当時の政治・経済・社会情勢を踏まえながら分析・考察することを主な目的としたい。

II 「密入国者」数の概観

右図から、「密入国者」数は1930年頃から次第に増え始め、戦前のピークは1939年の約7千人となっている。そのほとんどは、ブローカーを介して、日本での就職を目的として来日した人々であった。これに対し、戦中をはさんで占領期(1945～52年)にその数は急増して、5千人を上回る年が続く。これは、占領期には朝鮮での政情不安と経済的混乱のために、帰還者が再来日したり、疎開で離散した家族が再会を目的として渡航したりするケースも多かったためである。そしてその後は、1970年頃までおよそ1～2千人前後で推移している。

III 「密入国者」に対する取り扱い

戦前の「密入国者」は、一言すれば朝鮮の所轄警察署が発行する「渡航証明書」を持たずに入国した渡航者を指す。彼らの取り扱いは内務省令によって定められ、正規手段によらない渡航は地方官憲によって「論旨⁷帰⁷鮮」するとされていた。発見された9割以上が送還されていることから、その取締りはかなり厳格なものであったといえる。そして内務省警保局『社会運動の状況』からは、このような取締りの背景に、「密入国者」に対する二つの認識が垣間見える。第一に、景気減退期に失業問題が

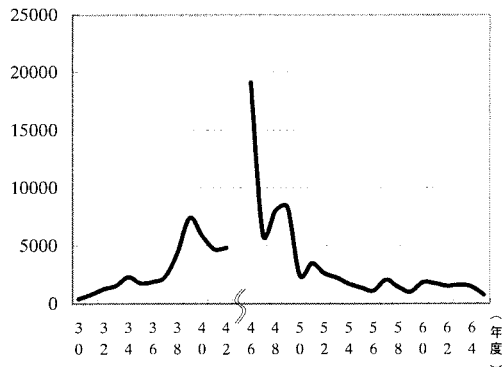


図:「密入国者」数の推移

典拠: 森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」
法務研究, 43-3, 1954, 1-273頁.

深刻化し、特に大都市で朝鮮人労働者の急増が脅威的に見られていたという、経済的問題に起因する見方があった。このことは、渡航政策全体が日本国内の経済的問題と密接に結びついていたことに通じている。第二は、治安維持上の問題で、危険思想を持った朝鮮人の流入が危険視されていたことがある。

占領期には正規手段の帰還を除く朝鮮人の日朝間の往来は禁止されていたため、占領政府の許可を得ずに渡航した全ての朝鮮人が「密入国者」として取り扱われた。この時期の国内の朝鮮人は法的地位が定まっておらず、事項に応じて扱いが変わる極めて複雑な状況に置かれていた。特に「密入国者」への対処は、1951年の出入国管理法の制定まで、かなりの紆余曲折が見られた。ただし各種資料から、戦前と異なり「密入国者」を経済的問題と関連させて捉える認識はなかったといえる。そして出入国管理法施行以降は、同法によって「密入国者」の取り扱いが一元化された。

戦前・戦後の「密入国者」に対する法制や認識の変遷を探る上では、占領期の混乱状況における政策決定過程をひもとくことが一つのキーポイントとなるだろう。その際、発表者は特に地方における「密入国者」をめぐる議論が重要であると考えている。というのも、下表に示すように、終戦連絡事務局（地方軍政府と地方行政の連絡調整機関）の執務資料において、「密入国者」を含む在日朝鮮人関連の報告項目数には地方ごとに大きな開きがあり、彼らに関わる諸問題への関心は地域的に偏ったものであったからである。その中でも、例えば大阪府の場合、行政・警察が「密入国者」の対処の基準を軍政部に問い合わせ、独自の取り扱い基準を設けたという記録が残っている。

発表の際には、このような地方の動向と日本政府・占領政府の「密入国者」管理政策の関連に焦点を当て、その背景にあった政治・社会情勢を踏まえながら「密入国者」に対する政策・認識の変化を考察してみたい。

表:終戦連絡事務局の執務報における在日朝鮮人関連の項目数

年度	北海道	東北	関東	東海 北陸	近畿	中国	四国	九州
45-47			4	1	5			
48		5	11 (1)	2	48 (8)	5 (1)		11 (1)
49	4	3	8 (1)	1	56 (19)	8 (1)	11 (4)	3
50-52	9 (3)		16 (4)	11	43 (20)	5 (1)	5 (3)	

注:カッコ内は「密入国者」に関連するもので、内数。
各地方における終戦連絡事務局の執務報(荒隆『日本占領・外交関係資料集
第二期 解題・詳細目次』柏書房, 1994に所収)の目次からカウントした。